

令和2年度

# 自主防災組織

結成マニュアル

さいたま市

さいたま市自主防災組織連絡協議会

# 《 目 次 》

## 第 1 編 結成しましょう！あなたの街に自主防災組織

- ◆自主防災組織とは . . . . . P. 4～5
- ◆自主防災組織補助金一覧 . . . . . P. 6
- ◆自主防災組織結成に向けて . . . . . P. 7
- ◆自主防災組織結成時に必要な届出 . . . . . P. 8

## 第 2 編 届出提出書類記入例

- ◆自主防災組織結成届出書記入例 . . . . . P. 10
- ◆会則例 . . . . . P. 11
- ◆個人情報取扱ルール作成例 . . . . . P. 12～13
- ◆任務分担表例 . . . . . P. 14
- ◆編成図例 . . . . . P. 15

## 第 3 編 様式・規約・要綱

- ◆自主防災組織結成届出書（様式第 1 号） . . . . . P. 18
- ◆さいたま市自主防災組織連絡協議会規約 . . . . . P. 19～21
- ◆さいたま市自主防災組織連絡協議会 個人情報取扱基準 . . . . . P. 22～23
- ◆さいたま市自主防災組織補助金交付要綱 . . . . . P. 24～35



結成しましょう！

あなたの街に自主防災組織

- ◆ 自主防災組織とは…
- ◆ 自主防災組織補助金一覧
- ◆ 自主防災組織結成に向けて
- ◆ 自主防災組織結成時に必要な届出

## 《自主防災組織とは》

「自分たちの街は、自分たちで守ろう」  
をスローガンとした地域の防災コミュニティです！

### 【自主防災組織を結成しましょう】

阪神・淡路大震災、東日本大震災や平成28年熊本地震のような、市内全域に被害が生じるような大規模な災害が発生した場合、市や消防などの防災関係機関は、全力をあげて救助活動や応急対策活動を行いますが、道路の寸断や水道・ガス・電気の停止などにより、その活動能力が制限されてしまうことが考えられます。

このような場合に、一番はじめに救出・救護活動や消火活動を行えるのは、地域の皆さんのほかにはいません。

しかし、皆さん一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策などを日頃から行っていたとしても、それぞれがばらばらに活動したのでは効果的とはいえません。

このようなとき、住民の皆さんが隣近所で声をかけ合い、団結して組織的に活動することが必要になります。

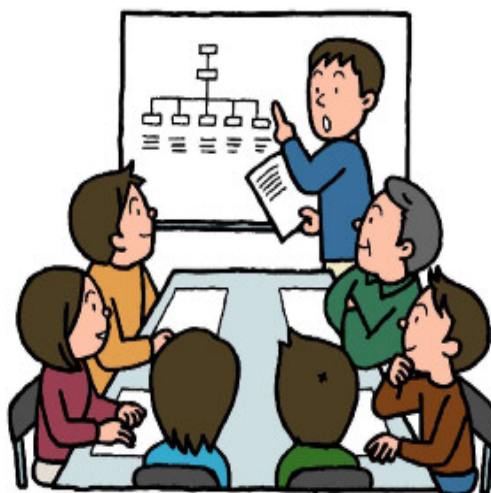
したがって、地域住民が連帯し、協力しあって、その実情に応じた自主的な防災組織を結成し、日頃から万一の場合に備えた訓練を積み重ねておくことが重要です。



### 【自主防災組織を結成したら】

自主防災組織は、自治会を基礎として住民の皆さんが自発的につくる防災のための集まりです。防災のための集まりも、地域のコミュニティ活動の集まりも、住民の皆さんの活動であることに変わりはありません。

自治会活動やボランティア活動などのコミュニティの集まりのなかで、防災について話し合しましょう。



## 【地域の特性に合った自主防災組織】

自主防災組織は結成したけれど、実際に災害が起きたときに活動できないようでは、役に立ちません。会社に勤めている人を主体としている地域で、平日の日中に災害が発生した場合には、防災活動の主力が年配の方や主婦となることもあるでしょう。一方、商店街のように事業主が日中も在宅することの多い地域では、男性の防災活動も期待できます。

また、夜間の災害であれば、日中家にいない人でも、サブリーダーとなることにより活躍を期待することができます。

街を構成する人たちの組合せや災害の発生時間及び危険箇所（がけ、ブロック塀、石垣、自動販売機など）の実態を考慮し、それぞれの地域に合った自主防災組織の体制を作ることが必要です。

## 【地域で取り組む避難行動要支援者への対策】

高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難な、いわゆる避難行動要支援者の円滑な避難には、地域社会の住民による組織的な体制が必要不可欠です。

常日頃から、避難行動要支援者を把握し、コミュニケーションをとり合うことで、連帯感や信頼関係に基づく支援体制を構築しましょう。



## 【男女共同参画の視点を生かした組織づくりを！】

地域の防災対策を検討する過程において、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要不可欠との認識が一層深まっています。東日本大震災や平成28年熊本地震では、多くの自主防災組織において、リーダーや活動の中心となる方が男性であり、女性の視点が生かされていなかったため、避難所において、物資の配布や更衣スペースなど様々な問題が生じていたと聞いています。

いかなる状況においても、柔軟な災害対応が行えるよう、男性だけでなく、女性が参画して意見を述べていくことは、男女がお互いを尊重し助け合うことにつながり、地域の防災力向上を図るためにとっても重要です。

## 【補助金制度を活用しましょう】

さいたま市では、地域の協力体制に不可欠な自主防災組織の結成と活性化を図るための一つの方法として補助金を交付しています。

なお、自主防災活動はあまり少人数では効果が期待できないため、自治会を単位として結成された自主防災組織に対して補助金を交付します。

補助金の種類は、次ページのとおりです。



# 《自主防災組織補助金一覧》

令和2年度の自主防災組織への補助金については、下表のとおりです。

補助金名	補助内容
1 運営補助金	<p>(1) 組織割 一律 20,000 円            (2) 世帯割 自治会世帯数×10 円(当該年度 4 月 1 日現在)</p> <p>(1) と (2) の合算額 (1 円未満は切捨て) を交付。ただし、<u>年度途中で結成された場合には、結成日の属する月から 3 月までの月割額を交付。結成日が 7 月 1 日以後の場合は交付対象外になります。</u></p> <p>* 自主防災組織の運営に要する費用として交付</p>
2 防災訓練補助金	<p>(1) 次のいずれかに該当する訓練を実施した場合・・・20,000 円            ア 自主防災組織が参加した避難所運営訓練            イ 市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練            ウ 自主防災組織が企画し、あらかじめ消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練、若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿を活用した次のいずれかに該当する訓練を実施した場合・・・10,000 円            ア 自主防災組織役員又は避難支援者等による名簿の保管場所の確認訓練            イ 一部または全部の避難行動要支援者への訪問または安否確認訓練            ウ 一部または全部の避難行動要支援者の移送訓練            エ 一部または全部の避難行動要支援者が参加する避難（誘導）訓練</p> <p>※ 補助額は (1) (2) を合算し、3 万円を上限とします。</p>
3 育成補助金	<p>(1) 資機材補助事業            * 防災資機材購入等の費用の 3 / 4 以内の額 (1 円未満は切捨て)</p> <p>(2) 井戸の水質検査事業            * 1 ヶ所につき、当該年度 1 回限りで            検査費用が 6,668 円以上⇒ 3 / 4 以内の額 (1 円未満切捨て)            5,000 円～6,667 円⇒5,000 円            5,000 円未満⇒全額</p> <p>(1) 及び (2) の合算額を交付  <u>(50 万円を限度とし、100 円未満は切捨て)</u></p> <p>※推進地区候補を区域に含む自主防災組織（自主防災組織補助金マニュアル 37 頁参照）が育成補助金を感震ブレイカーの購入のみに充てる場合、令和2年度から 10 年間、補助額の上限を 60 万円とする。</p>

# 《自主防災組織結成に向けて》

## 1 地域防災診断等の実施

- ◎ 自分の住んでいる地域の危険な個所や状況を把握し、自主防災組織結成の必要性を認識しましょう。

## 2 リーダーの選出

- ◎ リーダーになる人の条件としては、次のようなことが考えられます。
  - ① 防災問題に関心が高く、かつ経験も豊富である。
  - ② 行動力がある。
  - ③ 地域において、人望が厚い。
  - ④ 自己中心的でなく、地域住民全体のために物事を考える。
  - ⑤ 意見を取りまとめ、少数意見を尊重できる。
  - ⑥ 男女共同参画の視点がある。

## 3 会則の制定

- ◎ 会則へ盛り込む事項としては、次のようなことが考えられます。
  - ① なぜ (設置の目的、趣旨、理由)
  - ② だれが (組織、役員、担当)
  - ③ なにを (任務、会議、事業、管理)
  - ④ いつ (時期、任期)
  - ⑤ どこで (場所)
  - ⑥ どうする (計画→分担・・・訓練、情報、消火、救助、避難、備蓄、点検等)

## 4 防災計画の作成

- ◎ 防災計画へ盛り込む事項としては、次のようなことが考えられます。
  - ① 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - ② 防災組織の普及に関すること。
  - ③ 防災訓練に関すること。
  - ④ 情報の収集伝達に関すること。
  - ⑤ 出火防止、初期消火に関すること。
  - ⑥ 救援・救護に関すること。
  - ⑦ 避難誘導に関すること。
  - ⑧ 給水・給食に関すること。
  - ⑨ 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。

## 5 自主防災組織の編成

- ◎ 本部及び各活動班を編成しましょう。活動班としては、次の班が考えられます。
  - ① 総務班                      ② 消火班
  - ③ 情報班                      ④ 避難誘導班
  - ⑤ 救援救護班                ⑥ 給水給食班



## 《自主防災組織結成時に必要な届出》

自治会を単位として、自主防災組織を結成されましたら、以下の書類とともに区役所総務課へ届出をしてください。

- (1) 自主防災組織結成届出書（様式第1号）
- (2) 添付書類（\*各書類の記入例は、第2編を参照）
  - 会則
  - 任務分担表
  - 編成図

## 届出提出書類記入例

- ◆ 自主防災組織結成届出書記入例
- ◆ 会則例
- ◆ 任務分担表例
- ◆ 編成図例

新規に自主防災組織を結成  
する場合、お届ください。

記入例

様式第1号（第3条関係）

No.

自主防災組織結成届出書

令和×年×月○×日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名 **さいたま〇〇自主防災会**  
代表者（会長）氏名 **さいたま 一郎**

新たに自主防災組織を結成いたしましたので、自主防災組織の会則、任務分担表及び編成図を添えて、次のとおり届け出ます。

自主防災組織名	<b>さいたま〇〇自主防災会</b>	
設立年月日	令和〇年××月△△日	
代表者（会長）の 氏名・住所	ふりがな	<b>さいたま いちろう</b>
	氏名	<b>さいたま 一郎</b>
	住所	〒〇〇〇-×××× さいたま市〇区〇〇〇3-△-□
連絡先（自宅）	<b>048（〇×△）〇×△□</b>	
連絡先（自宅以外） <右記に〇>	<b>090（〇〇×△）〇×△□</b> 勤務先・ <b>携帯電話</b> ・その他（ ）	
通知書類の送付先 〔代表者宅以外の送付先を希望 される場合にご記入ください。〕	〒〇〇〇-×〇×〇 さいたま市〇区〇〇〇3-〇-× 〇×マンション101 <b>埼玉 花子</b> <b>048（〇×△）□〇□〇</b>	
その他		

備考 複数の自治会で自主防災組織を構成する場合には、自治会名をその他に記入してください。

# 〇〇自主防災会会則【例】

(設置目的)

第1条 〇〇自主防災会は、地域連帯と相互扶助の精神に基づいて、日ごろから防災意識の高揚を図るとともに、地震・風水害等の災害が発生した場合には、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序の維持と住民福祉の確保を図るために設置する。

(組織の名称)

第2条 この会の名称は〇〇自主防災会(以下「会」という。)という。

(会員)

第3条 この会は、〇〇自治会に加入する世帯をもって構成する。

(役員)

第4条 この会に会長及び副会長を置き、会長・副会長は自治会より選出する。

2 次条に定める班に班長及び副班長を置き、会長が委嘱する。

3 第1項の役員の任期は、△年とする。

(組織及び任務)

第5条 第1条の目的を遂行するために次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担する。

総務班、消火班、情報班、避難誘導班、救援救護班、給水給食班

(防災会議)

第6条 会の運営及び活動を協議するため防災会議を置く。

2 防災会議は第3条第1項に定める役員及び各班の班長をもって構成し、必要のつど会長が招集する。

(対策本部)

第7条 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じて〇〇に対策本部を設置する。ただし、災害の状況により移動する。

(市その他関係機関及び団体等との協力体制)

第8条 会は災害応急対策の万全を期すため、市及び関係機関並びに隣接自治会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

(各世帯の心得)

第9条 各世帯は、いつでもどこでも災害に対処できるよう日常の備えと心構えを身につけるとともに、会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 この会が保有する個人情報の取扱いは別に定める個人情報取扱いルールによる。

(委任)

第11条 この会則に規定するもののほか、この会の運営に必要な事項は防災会議で定める。

附 則

この会則は 年 月 日から施行する。

【作成例】〇〇自主防災組織 個人情報取扱ルール

(令和●年●月総会議決)

(目的)

第1条 この取扱ルールは、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自主防災組織の活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱ルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は単位自主防災組織に周知する。

(管理者)

第4条 〇〇自主防災組織における個人情報の管理者は、●●（例：会長等）とする。

(取扱者)

第5条 〇〇自主防災組織における個人情報の取扱者は、●●（例：役員及び避難行動要支援者を支援する者など、範囲を指定する）とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「〇〇自主防災組織加入届」など会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。（各自主防災組織における個人情報の取得方法について記載してください）

- 2 避難行動要支援者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得するほか、本人同意がなされてさいたま市が作成した避難行動要支援者名簿の提供を受けることにより取得します。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時連絡先等及び災害時の支援の要否その他の個別支援避難プラン記載情報で会員が同意する事項とする。
- 4 本会が配付する〇〇自主防災組織名簿に記載する個人情報は、氏名、…等で会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、〇〇自主防災組織の運営・活動に係る各号に掲げる事項に際して利用する。

- (1) 会員名簿の作成及び会の区域の作成
- (2) 会費の請求、管理、その他文書の送付等
- (3) 災害時等の緊急時における情報伝達、安否確認及び支援活動等
- (4) 災害時に備えた避難行動要支援者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しない。(法令に定められている事項)

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝え、同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。ただし、当該個人情報の提供が、法第23条第1項各号又は第5号各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した本人個人情報等について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から本人個人情報等の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した本人個人情報等について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 ○○自主防災組織における、開示請求及び苦情相談窓口は、○○とする。

(附則)

このルールは、令和●年●月●●日から施行します。

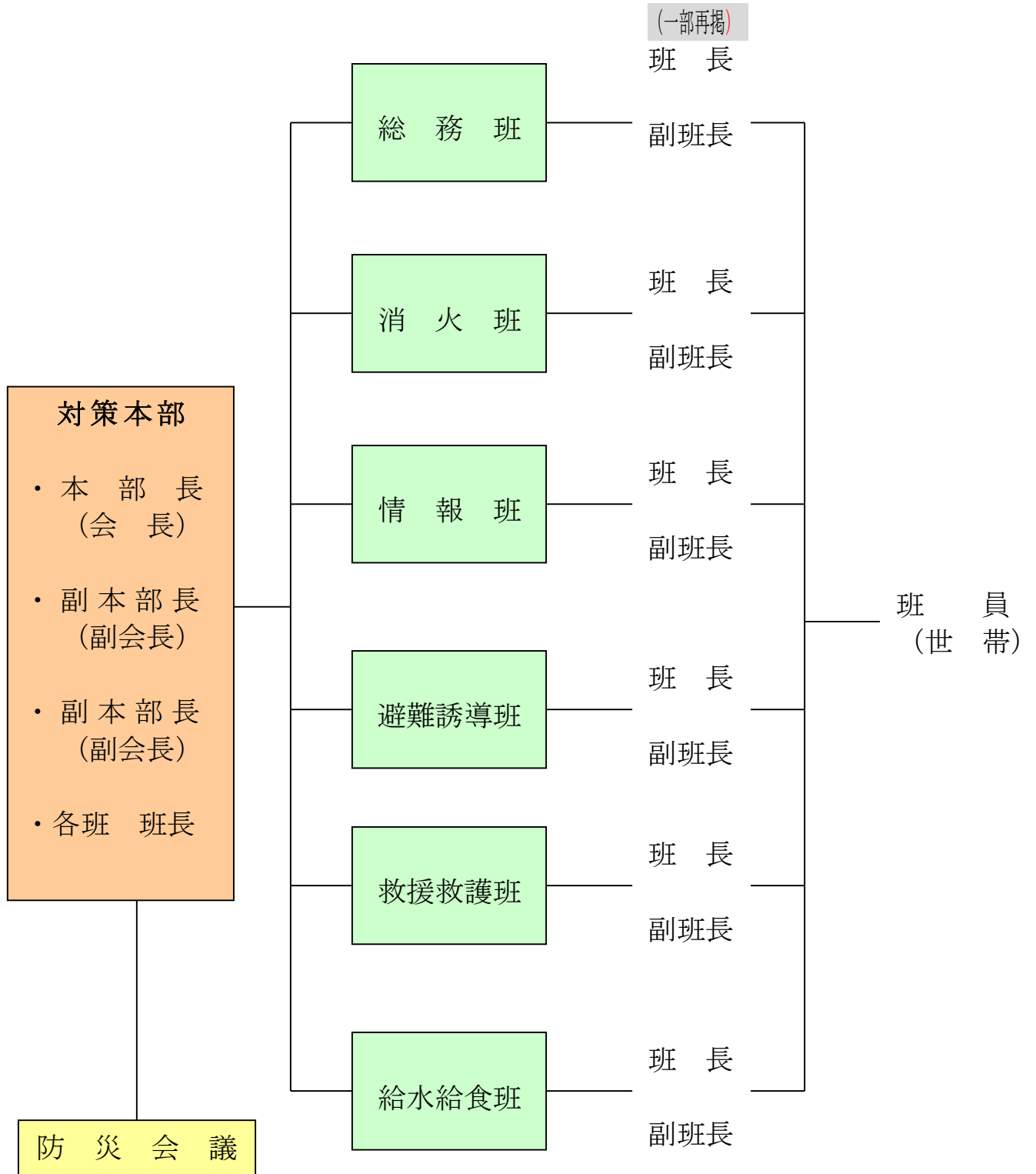
(会則例の別表)

任 務 分 担 表 【 例 】

班 名	平 常 時	災 害 時
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災計画の策定</li><li>・ 年間の活動計画の策定</li><li>・ 防災知識の普及、啓発</li><li>・ 会の庶務及び経理</li><li>・ 市をはじめとした防災機関等との連携</li><li>・ 各班合同の防災訓練の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対策本部の設置及び運営</li><li>・ 各班との連絡、調整</li></ul>
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出火防止、消火器等の消火技術の習得</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初期消火活動</li><li>・ 火災情報の本部及び関係機関への連絡</li></ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災に関する情報の収集、記録</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害情報の収集・伝達、広報活動、各区役所等とのパイプ役</li></ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難経路・避難所の確認と危険箇所（川、ブロック塀等）の点検</li><li>・ 自治会区域内及び周辺の防災マップ作成</li><li>・ 人員名簿の作成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員確認</li><li>・ 指定避難所の設置協力</li><li>・ 住民の避難誘導</li></ul>
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難行動要支援者の把握</li><li>・ 救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難行動要支援者の安全確保、救援</li><li>・ 救護所の設置・運営</li><li>・ 負傷者の救護</li><li>・ 医療機関との連携</li><li>・ 救援物資受入、配分</li></ul>
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給食・給水活動の訓練</li><li>・ 地元食料販売者等との食料供出の協定</li><li>・ 地域にある井戸の把握<ul style="list-style-type: none"><li>* 飲料水及び生活用水としての使用の可否を把握</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食糧、飲料水の調達、配分</li></ul>

※災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を行って下さい。

○ ○ 自主防災会組織編成図【例】







## 様式・規約・要綱

- ◆自主防災組織結成届出書（様式第1号）
- ◆さいたま市自主防災組織連絡協議会規約
- ◆さいたま市自主防災組織連絡協議会  
個人情報取扱基準
- ◆さいたま市自主防災組織補助金交付要綱

### 個人情報の利用目的

提出いただいた届出書（様式第1号）に記載いただいた個人情報等は、次の目的に利用します。

- 【利用目的】・さいたま市自主防災組織補助金事務  
・さいたま市が実施する防災に係る通知、連絡等

### 個人情報の提供

届出書に記載いただいた個人情報等（自主防災組織名、代表者氏名、住所、連絡先、通知書類等送付先等）は、さいたま市自主防災組織連絡協議会の各種事業（総会・研修会等の案内、役員名簿の作成、通知、依頼及び会費納入手続き等）に使用するため同協議会に提供しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

自主防災組織結成届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自主防災組織名

代表者（会長）氏名

新たに自主防災組織を結成しましたので、自主防災組織の会則、任務分担表及び編成図を添えて、次のとおり届け出ます。

自主防災組織名		
結成年月日	年 月 日	
代表者（会長）の 氏名・住所	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
連絡先（自宅）	（ ）	
連絡先（自宅以外） ＜右記に○＞	（ ） 勤務先・携帯電話・その他（ ）	
通知書類の送付先 〔代表者宅以外の送付先を希望〕 〔される場合にご記入ください。〕		
そ の 他		

備考 複数の自治会で自主防災組織を構成する場合には、自治会名をその他に記入してください。

## さいたま市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、さいたま市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自主防災組織の結成促進・育成強化を推進し、防災体制の万全を期することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、市に届出を行った単位自主防災組織（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 20名（会長、副会長を含む。）
- (4) 監 事 3名

(役員を選出)

第6条 理事は、各区からそれぞれ2名を選出し、総会の承認を受けるものとする。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

3 監事は、理事以外の会員から理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会規約に定めるもののほか、運営に関する重要事項を審議する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、その始期は、4月1日とする。ただし、理事については、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回開催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、理事会の同意を得て臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他、理事会において必要と認められたこと。

4 総会は、会員の半数以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、議決に加わることができない。

(理事会)

第11条 協議会に会長、副会長及び理事で構成する理事会を置く。

2 理事会は、会長が召集し、会長が議長となる。

3 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会で審議する案件に関すること。

(2) その他、協議会の運営上必要なこと。

4 理事会は、理事の半数以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、議決に加わることができない。

(会長の専決処分)

第12条 会長において理事会を招集する暇がないとき、又は緊急を要した場合は、会長は、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により議決すべき事項を会長が専決処分した場合は、会長は、次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(経費)

第13条 協議会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は、年額2,000円とし、毎年指定された期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、さいたま市自主防災組織補助金交付要綱による運営補助金、防災訓練補助金及び育成補助金の申請をしない会員からは、当該年度の会費を徴収しないものとする。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この規約に規定するもののほか、協議会の運営上必要な事項は理事会で定める。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、総務局危機管理部防災課内に置く。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年4月30日までに合併前の浦和市自主防災組織育成補助金交付要綱（昭和59年4月1日制定）若しくは大宮市自主防災組織育成補助金交付要綱（昭和63年告示第217号）の規定により届出のあった自主防災組織又は合併前の与野市自主防災組織育成事業助成金交付要綱（平成9年4月1日制定）により助成金の交付を受けた自主防災組織は、この規約の規定により市に届出を行った単位自主防災組織とみなす。

3 平成17年3月31日までに合併前の岩槻市自主防災組織補助金交付要綱（平成8年4月1日）の規定により届出のあった自主防災組織は、この規約の規定により市に届出を行った単位自主防災組織とみなす。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年12月17日から施行する。

# さいたま市自主防災組織連絡協議会 個人情報取扱基準

制定 平成30年3月16日

(目的)

第1条 この取扱基準は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自主防災組織連絡協議会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、自主防災組織補助金マニュアル等により、毎年1回は単位自主防災組織に周知する。

(管理者)

第4条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における個人情報の管理者は、事務局長とする。

(取扱者)

第5条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における個人情報の取扱者は、事務局職員とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、さいたま市長に依頼することにより、個人情報等を取得する。

2 本会がさいたま市長から取得する個人情報等は、自主防災組織名、氏名、住所、連絡先、通知書類の送付先、結成年月日、解散年月日及び解散理由（以下「本人個人情報等」という）とする。

3 本会が配付するさいたま市自主防災組織連絡協議会役員名簿に記載する個人情報は、区域、自主防災組織名、氏名等で会員が合意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、さいたま市自主防災組織連絡協議会及び理事会の運営・活動に係る各号に掲げる事項に際して利用する。

(1) 会員名簿の作成及び理事会名簿の作成

(2) 連絡、通知、依頼、資料作成、表彰及び会費の徴収等

(管理)

第9条 個人情報は、事務局が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝え、同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要がある場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。ただし、当該個人情報の提供が、法第 23 条第 1 項各号又は第 5 号各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(開示)

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した本人個人情報等について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から本人個人情報等の開示について請求があったとき、法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した本人個人情報等について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 さいたま市自主防災組織連絡協議会における、開示請求及び苦情相談窓口は、管理者とする。

(附則)

この規約は、平成 30 年 3 月 16 日から施行します。



○さいたま市自主防災組織補助金交付要綱

平成19年 6月15日

告示第635号

改正 平成20年 5月28日告示第576号

平成26年 3月25日告示第437号

平成26年 8月 1日告示第1144号

平成31年 3月29日告示第556号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、育成強化するため、市内の自主防災組織に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 1の自治会又は隣接する2以上の自治会を単位として、市民が自主的に地域の防災活動を行い、防災対策を確立するために組織する団体をいう。
- (2) 防災対策用指定井戸 災害時において、地域の住民に生活用水として提供することを目的とし、定期的な水質検査により水質が維持される井戸であって、自主防災組織が指定したものをいう。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(自主防災組織の届出)

第3条 自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。

2 自主防災組織は、前項に規定する自主防災組織結成届出書の記載事項に変更が生じたときは、自主防災組織変更届出書（様式第2号）を市長に届け出るものとする。

3 自主防災組織が解散したときは、自主防災組織解散届出書（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

（防災対策用指定井戸の届出）

第4条 自主防災組織は、防災対策用指定井戸を指定したときは、あらかじめ当該井戸について水質検査を行ったうえで、防災対策用指定井戸届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1) 水質検査成績書の写し

(2) 設置場所の位置図

(3) 指定についての所有者の承諾書

2 自主防災組織は、防災対策用指定井戸の水質を維持するため、水質検査を各年度1回以上行わなければならない。

3 自主防災組織が前項の水質検査を行わなかったときは、当該年度の水質検査の結果を不適として扱うものとする。

4 自主防災組織は、前2項の水質検査の結果が2年度連続で不適となったときは、防災対策用指定井戸の指定を取り消し、防災対策用指定井戸取消届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項に規定する水質検査の基準は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

（補助金の種類等）

第5条 補助金は、自主防災組織運営補助金（以下「運営補助金」という。）、自主防災組織防災訓練補助金（以下「防災訓練補助金」という。）及び自主防災組織育成補助金（以下「育成補助金」という。）とし、自主防災組織に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織には、補助金を交付しない。

(1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がある自主防災組織

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

（運営補助金の交付額及び交付回数）

第6条 運営補助金の額は、次に定める組織割の額及び世帯割の額を合算して得た額とし、各年度1回交付する。

(1) 組織割 20,000円

(2) 世帯割 自主防災組織を構成する自治会の世帯数（当該年度の4月1日における世帯数として市に届け出たものをいう。）に10円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において結成された自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に結成した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額を交付する。ただし、7月1日以後に結成された自主防災組織に対しては、当該年度の運営補助金は交付しない。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中において解散した自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に解散した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額の返還を命じるものとする。ただし、1月1日以後に解散した自主防災組織については、この限りでない。

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

（運営補助金の交付申請）

第7条 運営補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、年度の事業計画を定め、自

主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書（様式第6号。以下「運営補助金申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第7号）
- (2) 補助事業収入支出予算書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（運営補助金の交付決定）

第8条 市長は、運営補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、運営補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織運営補助金決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（運営補助金事業の廃止の承認）

第9条 自主防災組織は、前条の規定による通知を受けた後に、解散しようとするとき又は自主防災組織の活動の全てを中止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、承認したときは、自主防災組織運営補助金事業廃止承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

（防災訓練補助金の交付額及び交付回数）

第10条 防災訓練補助金は、次の各号に定める防災訓練を行った場合に、それぞれ年度1回を限度として交付するものとし、その額は、行った防災訓練に応じ当該各号に定める金額とする。

(1) 自主防災組織が参加した避難所運営訓練、市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練又は自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練 2万円

(2) 自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用したもの 1万円

2 前項の規定にかかわらず、講演会、講習会又は法令により実施を義務付けられた訓練は、防災訓練補助金の交付対象としない。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付申請)

第11条 防災訓練補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ防災訓練補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、必要な資料を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練終了後、速やかに自主防災組織防災訓練補助金交付申請書(様式第12号。以下「防災訓練補助金申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付方法)

第12条 市長は、防災訓練補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、防災訓練補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織防災訓練補助金決定通知書(様式第13号)により申請者に通知し、防災訓練補助金を交付するものとする。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(育成補助金の交付額)

第13条 育成補助金の額は、次に定める資機材割の額及び水質検査割の額を合算して得た

額から100円未満を切り捨てた額とする。

(1) 資機材割 防災対策用の資機材として別に定める資機材の購入に要する費用の4分の3以内の額で市長が定める額

(2) 水質検査割 防災対策用指定井戸ごとに要した水質検査（第4条第1項又は第2項に規定する水質検査で、各年度1箇所につき1回の検査に限る。）の費用で、次に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額

ア 6,668円以上 当該水質検査に要した額の4分の3以内の額で市長が定める額

イ 5,000円以上6,668円未満 5,000円

ウ 5,000円未満 当該水質検査に要した額

（育成補助金の交付申請）

第14条 育成補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ育成補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、自主防災組織育成補助金交付申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書

(2) 補助事業収入支出予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の交付決定）

第15条 市長は、自主防災組織育成補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、育成補助金の交付の可否及び額を決定し、自主防災組織育成補助金決定通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の変更の申請）

第16条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、自主防災組織育成補助金変更申請書（様式第16号。以下「変更申請書」という。）に変更内容を記載して、市長に提出しなければならない。ただし、購入する資機材の種類の変更又は補助金額の増額を伴う変更は、これを行うことができない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金額が前条の規定により決定した額と比べて減額となる場合においては、補助金額の変更について決定し、自主防災組織育成補助金変更通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号〕）

（育成補助金事業の廃止の承認）

第17条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の全てを廃止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、補助事業の廃止を承認したときは、自主防災組織育成補助金事業廃止承認通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（運営補助金又は育成補助金の実績報告）

第18条 第8条第1項又は第15条若しくは第16条第2項の規定により、運営補助金又は育成補助金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後、自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書（様式第20号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第21号）

(2) 補助事業収入支出決算書（様式第22号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(運営補助金の補助額の確定等)

第19条 市長は、申請者から前条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業（運営補助金に係る事業に限る。）の結果が運営補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき運営補助金の額を確定し、自主防災組織運営補助金交付確定通知書（様式第23号）により、当該申請者に通知する。

2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書（様式第24号）により、運営補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に運営補助金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、自主防災組織の運営のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に運営補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による運営補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(育成補助金の補助額の確定等)

第20条 市長は、申請者から第18条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業（育成補助金に係る事業に限る。）の結果が育成補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき育成補助金の額を確定し、自主防災組織育成補助金交付確定通



知書（様式第26号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書により、育成補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に育成補助金を交付する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の達成のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に育成補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による育成補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成20年告示576号・26年437号・31年556号〕）

（検査又は報告）

第21条 市長は、補助金を交付した自主防災組織に対して、必要と認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

（一部改正〔平成26年告示437号〕）

（交付決定の取消等）

第22条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第19条第4項又は第20条第4項の規定に基づき概算払により交付した補助金の額

が、第19条第1項又は第20条第1項の規定により確定した補助金の額を超えるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、自主防災組織が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定の全部又は一部を取り消したときは、自主防災組織補助金交付決定取消等通知書（様式第27号）により、自主防災組織に対し通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（財産の処分の制限）

第23条 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材を、市長の承認を得ないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、自主防災組織が当該資機材に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該資機材の耐用年数を勘案して市長が指定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（関係書類の整備）

第24条 自主防災組織は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材の保管状況を記載した一覧を整備し、当該資機材を取得した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（追加〔平成26年告示437号〕）（一部改正〔平成31年告示556号〕）

（その他）

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

(一部改正〔平成26年告示437号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱の廃止)

- 2 さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第82号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、前項の規定による廃止前のさいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により届出のあった自主防災組織（旧要綱附則第2項又は第4項の規定によりみなされるものを含む。）は、この告示の規定により届出のあった自主防災組織とみなす。
- 4 施行日の前日までに、旧要綱の規定により届出のあった防災対策用指定井戸（旧要綱附則第3項の規定によりみなされるものを含む。）は、この告示の規定により届出のあった防災対策用指定井戸とみなす。
- 5 前2項に掲げるもののほか、施行日の前日までに旧要綱の規定によりなされた手続は、この告示の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則（平成20年5月28日告示第576号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱第16条及び様式第16号から様式第18号までの規定は、平成20年度以後の補助事業について適用し、平成19年

度の補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日告示第437号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月1日告示第1144号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱様式第15号及び様式第23号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示556号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

《お問い合わせ先》

課 名	住 所	連絡先
西区役所総務課	〒331-8587 西区西大宮3丁目4番地2	620-2613
北区役所総務課	〒331-8586 北区宮原町1丁目852番地1	669-6013
大宮区役所総務課	〒330-8501 大宮区吉敷町1丁目124番地1	646-3013
見沼区役所総務課	〒337-8586 見沼区堀崎町12番地36	681-6013
中央区役所総務課	〒338-8686 中央区下落合5丁目7番10号	840-6013
桜区役所総務課	〒338-8586 桜区道場4丁目3番1号	856-6123
浦和区役所総務課	〒330-9586 浦和区常盤6丁目4番4号	829-6015
南区役所総務課	〒336-8586 南区別所7丁目20番1号	844-7123
緑区役所総務課	〒336-8587 緑区大字中尾975番地1	712-1123
岩槻区役所総務課	〒339-8585 岩槻区本町3丁目2番5号	790-0115
危機管理部 防災課	〒330-9588 浦和区常盤6丁目4番4号	829-1126